

## 関門港門司地区

### (1) 外国往来船等と陸地との間の交通場所

場所の名称	所在地	備考
税関さん橋	北九州市門司区西海岸1丁目	
門司1号岸壁	〃	岸壁けい留船と交通する者に限る。
門司2号岸壁に設置されたフェンスに設けられたゲート3か所及び門司港国際ターミナルを経由する門司2号岸壁の外国往来船に至る通路	〃	〃
門司3号岸壁から同5号岸壁まで	北九州市門司区西海岸2丁目	〃
門司6号岸壁に設置されたフェンスに設けられたゲート4か所	〃	〃
門司7号岸壁	北九州市門司区西海岸3丁目	〃
門司8号岸壁から同10号岸壁の間に設置されたフェンスに設けられたゲート5か所及び市営西海岸8号上屋、市営西海岸9号上屋、市営西海岸10号上屋にある各通路12か所	〃	〃
門司12号岸壁から同13号岸壁の間に設置されたフェンスに設けられたゲート4か所及び市営新浜4号上屋にある通路5か所	北九州市門司区東港町	〃
田野浦1号岸壁から同2号岸壁に設置されたフェンスに設けられたゲート4か所	北九州市門司区田野浦海岸	〃

場所の名称	所在地	備考
田野浦3号岸壁から同5号岸壁の間に設置されたフェンスに設けられたゲート5か所	〃	〃
田野浦6号岸壁から同7号岸壁の間に設置されたフェンスに設けられたゲート3か所及び市営田野浦6号上屋にある通路3か所	〃	〃
田野浦8号岸壁	〃	〃
太刀浦2号岸壁	北九州市門司区太刀浦海岸	〃
太刀浦3号岸壁から同6号岸壁の間に設置されたフェンスに設けられたゲート6か所及び市営太刀浦2号上屋にある通路4か所	〃	〃
太刀浦7号岸壁から同8号岸壁の間に設置されたフェンスに設けられたゲート11か所	〃	〃
太刀浦9号岸壁	〃	〃
太刀浦26号岸壁から同28号岸壁の間に設置されたフェンスに設けられたゲート6か所及び市営太刀浦4号上屋にある通路4か所	〃	〃
太刀浦29号岸壁から同33号岸壁の間に設置されたフェンスに設けられたゲート13か所	〃	〃
太刀浦34号岸壁に設置されたフェンスに設けられたゲート2か所及び市営太刀浦5号上屋にある通路4か所	〃	〃

(2) 貨物の積卸場所 (船用品、機用品及び携帯品を除く。)

場所の名称	所在地	備考
門司1号岸壁から同10号岸壁まで並びに葛葉1号物揚場岸壁及び同2号物揚場岸壁	北九州市門司区西海岸1丁目から3丁目及び片上海岸	
小森江3号物揚場岸壁北東端から南西へ98.50メートルの間の岸壁	北九州市門司区大里元町	
門司12号岸壁から同13号岸壁まで、同13号岸壁北端から東端へ59メートルの間の岸壁、同東端から南へ門司第2船だまりを囲み東側岸壁南端まで(全長328メートル)及び同南端から北へ160メートルの間の岸壁	北九州市門司区東港町	
田野浦1号岸壁から同8号岸壁まで	北九州市門司区田野浦海岸	
太刀浦2号岸壁から同8号岸壁まで	北九州市門司区太刀浦海岸	
太刀浦26号岸壁から同34号岸壁まで	〃	

(3) 船用品、機用品及び携帯品の積卸場所

場所の名称	所在地	備考
税関さん橋	北九州市門司区西海岸1丁目	
門司1号岸壁から同2号岸壁まで	〃	岸壁けい留船に積卸するものに限る。
門司3号岸壁から同10号岸壁まで	北九州市門司区西海岸2丁目から3丁目	〃
門司12号岸壁から同13号岸壁まで	北九州市門司区東港町	〃
田野浦1号岸壁から同8号岸壁まで	北九州市門司区田野浦海岸	〃
太刀浦2号岸壁から同9号岸壁まで	北九州市門司区太刀浦海岸	〃
太刀浦26号岸壁から同34号岸壁まで	〃	〃